



スカパーJSAT

衛星通信サービス契約約款  
新旧対照表  
(第28版/令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

## 衛星通信サービス契約約款 新旧対照表(第28版/令和4年10月)

旧	新								
<p>第12条 (地球局設備等の据付け等)                      当社は、専用契約者が事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則並びに別表4(衛星通信サービスにおける基本的な技術的事項)に定める条件及び当社の定める技術条件を遵守する場合に限り、契約者設備により衛星通信サービスを利用することを認めます。                      なお、契約者設備については、別に定める事項を条件とする設備契約を当社と締結していただきます。                      (略)</p> <p>第14条 (無線従事者の選任)                      本邦内に設置する衛星通信サービスの提供に係る地球局の操作は、当社が選任する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(昭和33年郵政省令第28号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。))が行います。ただし、電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>に別段の定めがある場合は、この限りではありません。                      (略)</p> <p>第50条 (衛星通信サービスの提供の停止)                      当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、その事実が解消されるまで、衛星通信サービスの提供を停止することがあります。                      (略)                      (5) 衛星通信サービスの提供に係る地球局及び受信専用設備のうち契約者設備に関して、事業法、事業法<u>関連諸規則</u>、電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>並びに別表4(衛星通信サービスにおける基本的な技術的事項)に定める条件、当社の定める技術条件及び別に定める設備契約の規定を遵守しないとき。                      (略)</p> <p>第61条 (無線局免許取扱手数料の支払義務)                      専用契約者は、当社が専用契約に基づく衛星通信サービスの提供に係る地球局及び受信専用設備に関し、電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>の規定に基づく事務を行ったときは、料金表第1表第4(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>第67条 (料金等の支払期日)                      専用契約者は、料金等次に掲げる債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。</p>	<p>第12条 (地球局設備等の据付け等)                      当社は、専用契約者が事業法、事業法<u>関係法令</u>、電波法及び電波法<u>関係法令</u>並びに別表4(衛星通信サービスにおける基本的な技術的事項)に定める条件及び当社の定める技術条件を遵守する場合に限り、契約者設備により衛星通信サービスを利用することを認めます。                      なお、契約者設備については、別に定める事項を条件とする設備契約を当社と締結していただきます。                      (略)</p> <p>第14条 (無線従事者の選任)                      本邦内に設置する衛星通信サービスの提供に係る地球局の操作は、当社が選任する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(昭和33年郵政省令第28号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。))が行います。ただし、電波法及び電波法<u>関係法令</u>に別段の定めがある場合は、この限りではありません。                      (略)</p> <p>第50条 (衛星通信サービスの提供の停止)                      当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、その事実が解消されるまで、衛星通信サービスの提供を停止することがあります。                      (略)                      (5) 衛星通信サービスの提供に係る地球局及び受信専用設備のうち契約者設備に関して、事業法、事業法<u>関係法令</u>、電波法及び電波法<u>関係法令</u>並びに別表4(衛星通信サービスにおける基本的な技術的事項)に定める条件、当社の定める技術条件及び別に定める設備契約の規定を遵守しないとき。                      (略)</p> <p>第61条 (無線局免許取扱手数料の支払義務)                      専用契約者は、当社が専用契約に基づく衛星通信サービスの提供に係る地球局及び受信専用設備に関し、電波法及び電波法<u>関係法令</u>の規定に基づく事務を行ったときは、料金表第1表第4(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>第67条 (料金等の支払期日)                      専用契約者は、料金等次に掲げる債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">支 払 期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3 無線局免許取扱手数料</td> <td>電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>に基づく事務及び作業を行った月の翌月の月末。                      ただし、電波法<u>関係手数料</u>のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月の月末又はその免許の日に応ずる日の属する月の翌月の月末。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第76条 (地球局の検査及び地球局設備等の点検)                      当社は、電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>に基づき地球局の検査を受けようとするとき又は保守のために地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を専用契約者に通知します。                      (略)</p>	区 分	支 払 期 日	3 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法 <u>関連諸規則</u> に基づく事務及び作業を行った月の翌月の月末。 ただし、電波法 <u>関係手数料</u> のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月の月末又はその免許の日に応ずる日の属する月の翌月の月末。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">支 払 期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3 無線局免許取扱手数料</td> <td>電波法及び電波法<u>関係法令</u>に基づく事務及び作業を行った月の翌月の月末。                      ただし、電波法<u>関係手数料</u>のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月の月末又はその免許の日に応ずる日の属する月の翌月の月末。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第76条 (地球局の検査及び地球局設備等の点検)                      当社は、電波法及び電波法<u>関係法令</u>に基づき地球局の検査を受けようとするとき又は保守のために地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を専用契約者に通知します。                      (略)</p>	区 分	支 払 期 日	3 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法 <u>関係法令</u> に基づく事務及び作業を行った月の翌月の月末。 ただし、電波法 <u>関係手数料</u> のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月の月末又はその免許の日に応ずる日の属する月の翌月の月末。
区 分	支 払 期 日								
3 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法 <u>関連諸規則</u> に基づく事務及び作業を行った月の翌月の月末。 ただし、電波法 <u>関係手数料</u> のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月の月末又はその免許の日に応ずる日の属する月の翌月の月末。								
区 分	支 払 期 日								
3 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法 <u>関係法令</u> に基づく事務及び作業を行った月の翌月の月末。 ただし、電波法 <u>関係手数料</u> のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月の月末又はその免許の日に応ずる日の属する月の翌月の月末。								

## 衛星通信サービス契約約款 新旧対照表(第28版/令和4年10月)

旧					新							
<p>第84条 (資料の提出)                      専用契約者は、衛星通信サービスの提供に係る地球局設備等に関し、当社が事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたっては、その地球局設備等に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。                      なお、衛星通信サービスの提供に係るVSAT地球局(無線設備規則(昭和25年電波管理委員会規則第五号)第54条の3において無線設備の条件が定められている地球局)設備に関しては、当社が別に定めるVSAT地球局運用開始届、技術基準適合申請書写し及び技術基準適合証明書写しを提出していただきます。                      (略)</p> <p>別表1 トランスポンダ技術仕様</p> <p>トランスポンダの性能は、次のとおりとします。</p>					<p>第84条 (資料の提出)                      専用契約者は、衛星通信サービスの提供に係る地球局設備等に関し、当社が事業法、事業法関係法令、電波法及び電波法関係法令の規定に基づく手続きを行うにあたっては、その地球局設備等に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。                      なお、衛星通信サービスの提供に係るVSAT地球局(無線設備規則(昭和25年電波管理委員会規則第五号)第54条の3において無線設備の条件が定められている地球局)設備に関しては、当社が別に定めるVSAT地球局運用開始届、技術基準適合申請書写し及び技術基準適合証明書写しを提出していただきます。                      (略)</p> <p>別表1 トランスポンダ技術仕様</p> <p>トランスポンダの性能は、次のとおりとします。</p>							
人工衛星	区分	トランスポンダの性能			人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比(G/T)	人工衛星	区分	トランスポンダの性能			EIRP、SFDおよびG/Tの性能規定都市	
		トランスポンダが飽和したときの等価方輻射電力(EIRP)	トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度(SFD)					トランスポンダが飽和したときの等価方輻射電力(EIRP)	トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度(SFD)	人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比(G/T)		
B号衛星	Kuバンド	日本ビーム	47dBW以上	-90dBW/m <sup>2</sup> 以下	6dB/K以上	B号衛星	Kuバンド	日本ビーム	47dBW以上	-90dBW/m <sup>2</sup> 以下	6dB/K以上	横浜
		可動ビーム	43dBW以上	-82dBW/m <sup>2</sup> 以下	1dB/K以上			可動ビーム	43dBW以上	-82dBW/m <sup>2</sup> 以下	1dB/K以上	備考(4)のとおり
C号衛星	Kuバンド	日本ビーム	50.5dBW以上	-101dBW/m <sup>2</sup> 以下	6dB/K以上	C号衛星	Kaバンド	日本ビーム	47dBW以上	-87dBW/m <sup>2</sup> 以下	6dB/K以上	茨城
		北東アジアビーム	42dBW以上	-90dBW/m <sup>2</sup> 以下	-5dB/K以上			日本ビーム	50.5dBW以上	-101dBW/m <sup>2</sup> 以下	6dB/K以上	横浜
		南東アジアビーム	30dBW以上	-81dBW/m <sup>2</sup> 以下	-12dB/K以上		北東アジアビーム	42dBW以上	-90dBW/m <sup>2</sup> 以下	-5dB/K以上	横浜	
		可動ビーム	43dBW以上	-92dBW/m <sup>2</sup> 以下	-1dB/K以上		南東アジアビーム	30dBW以上	-81dBW/m <sup>2</sup> 以下	-12dB/K以上	横浜	
D号衛星	Kuバンド	日本ビーム	54dBW以上	-91dBW/m <sup>2</sup> 以下	6dB/K以上	D号衛星	Kuバンド	日本ビーム	54dBW以上	-91dBW/m <sup>2</sup> 以下	6dB/K以上	横浜
<p>備考：                      (1) トランスポンダの性能の測定は、Kuバンドは当社の横浜衛星管制センターにおいて、Kaバンドは当社の茨城ネットワーク管制センターにおいて、当社の設備を使用して行います。                      尚、可動ビームについては、ボアサイト方向との離角がHalf Cone Angle (半頂角) で次の角度*における性能です。[*B号衛星Kuバンド：1.5度、C号衛星Kuバンド：1.5度]                      (2) EIRPとSFDの測定は単一の搬送波を使用して行います。                      (3) SFDの測定はトランスポンダの利得を最大に設定して行います。</p>					<p>備考：                      (1) トランスポンダの性能の測定は、当社の定める方法に基づき当社の設備を使用して行います。                      (2) EIRPとSFDは単一の搬送波を使用したときの性能です。                      (3) SFDはトランスポンダの利得を最大に設定したときの性能です。                      (4) 可動ビームについては、ボアサイト方向との離角がHalf Cone Angle (半頂角) で次の角度*における性能です。                      [*B号衛星Kuバンド：1.5度、C号衛星Kuバンド：1.5度]</p>							
<p>附則                      この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。</p>												